

平成24年10月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

平成24年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成24年10月 9日
午前10時 開議

1 出席議員

| | |
|-------|----|
| 鷹野雅生 | 議員 |
| 田辺勇氣 | 議員 |
| 細見勲 | 議員 |
| 山本邦夫 | 議員 |
| 上林昌三 | 議員 |
| 原田周一 | 議員 |
| 中坊陽 | 議員 |
| 西島寛道 | 議員 |
| 太田健司 | 議員 |
| 阪部正博 | 議員 |
| 増田貴 | 議員 |
| 若山憲子 | 議員 |
| 島宏樹 | 議員 |
| 塚本五三藏 | 議員 |
| 浅見健二 | 議員 |
| 石田正博 | 議員 |
| 片岡英治 | 議員 |
| 河上悦章 | 議員 |
| 坂下弘親 | 議員 |
| 西川博司 | 議員 |
| 水谷修 | 議員 |
| 矢野友次郎 | 議員 |

2 説明のため出席した者

| | |
|------|--------|
| 久保田勇 | 管理者 |
| 橋本昭男 | 副管理者 |
| 堀口文昭 | 副管理者 |
| 信貴康孝 | 副管理者 |
| 奥田光治 | 副管理者 |
| 中谷浩三 | 井手町副町長 |
| 竹内啓雄 | 専任副管理者 |
| 垣内太平 | 代表監査委員 |
| 寺島修治 | 事業部長 |
| 浅田清晴 | 施設部長 |
| 清水孝一 | 事業部次長 |
| 西山正和 | 会計管理者 |

| | |
|------|---------------|
| 杉崎雅俊 | 財政課長 |
| 川島修啓 | 施設課長 |
| 福井均 | クリーン21長谷山所長 |
| 福西博 | 新折居清掃工場建設推進課長 |
| 町田正晴 | 折居清掃工場長 |
| 伊庭利夫 | 業務課長 |
| 太田博之 | 広報情報課長 |
| 辻巧 | 奥山リユースセンター所長 |
| 森内富雄 | クリーンピア沢所長 |
| 長村優 | グリーンヒル三郷山所長 |
| 西村憲司 | エコ・ポート長谷山所長 |

3 職務のため議場に出席した職員

| | |
|------|--------|
| 太田博 | 議会事務局長 |
| 橋本哲也 | 財政課主幹 |

4 議事日程

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 諸報告について |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 3 | 会期の決定について |
| 日程第 4 | 議案第 7号 平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 議案第 休会について |

5 会議に付議した事件

日程第1～日程第5

午前10時00分 開会

○河上悦章議長 おはようございます。

会議前に先般、久御山町町長に就任されましたことに伴いまして、城南衛生管理組合副管理者に就任されました信貴康孝町長より議会に先立ち皆様に御挨拶を致したいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

信貴副管理者。

○信貴康孝副管理者（登壇）只今、ご紹介にあずかりました久御山町の信貴と申します。

8月28日から久御山町長に就任させていただきました。今後は、副管理者の職責を果たすべく全力で頑張ってまいりたいと思いますので、皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

○河上悦章議長 続きまして、会議前の連絡事項について、ご報告を申し上げます。

汐見副管理者から、欠席の届け出があり、中谷副町長に出席を頂いておりますので、ご報告を申し上げます。

ただ今の出席議員数は、22人全員であります。既に定足数に達しておりますので、10月定例会は成立をいたしました。これより平成24年10月、城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告

○河上悦章議長 日程第1、諸報告を行います。城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、例月出納検査結果3件につきましては、その写しをお手元に配布いたしておりますので、ご覧をお願いします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○河上悦章議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長において、原田周一議員、石田正博議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○河上悦章議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から11月27日までの50日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、50日間と決定いたしました。

日程第4 議案第7号 平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○河上悦章議長 次に、日程第4、議案第7号、平成23年城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） おはようございます。

本日ここに、平成24年10月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、何かとお忙しい中、御参集を賜りまして厚くお礼申し上げます。

まず、この場をお借りいたしまして、京都府南部地域豪雨災害における状況を御報告申し上げますと存じます。

8月13日深夜から14日未明にかけての京都府南部地域を襲いました豪雨による影響でございますが、宇治市の山間部、宇治川支流域を中心に管内の広範囲にわたって、山地の崩壊や河川の決壊が発生し、尊い命が失われたほか、多くの家屋が倒壊、浸水する災害となり、宇治市においては災害救助法の適用が決定されるなど、昭和28年の南山城大

水害以来の大きな被害をもたらしたところでございます。心より哀悼の意を表しますとともに、被災された住民の皆様には、一日も早い復旧と生活再建をお祈りいたします。

当組合としましても、当日から災害警戒本部を立ち上げまして、各処理施設の被害状況を点検確認し、被災個所の速やかな復旧を致しますとともに、浸水災害等により発生致しました土砂や家具等の廃棄物の受け入れにつきまして、宇治市他の災害対策本部と連携し、平日の搬入時間の延長、土曜・日曜日の開庁受け入れを含めまして、最大限の体制を敷き、対応したところでございます。

現在の状況でございますが、被災地域の各構成市町では、被災地の復旧作業から当面2次災害防止の安全対策、及び被災者の生活再建や支援に軸足を移し、国や府と連携するなかで必要な対策、予算措置を講じられているところでございます。組合としましても今後の復旧対応には最大限の協力支援を行って参りたいと考えておりまして、改めまして後日開催予定の常任委員会で、御報告を行う予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

組合管理者としての立場と同時に、構成市町の長を代表いたしまして、議員各位からの御支援、御協力、また復旧対応に関わりました関係機関、関係職員、各種団体、市内外から駆けつけて下さった多くのボランティアの皆さんに心よりお礼を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございました。

それでは、ただ今議題となりました議案第7号「平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。また、地方自治法第233条第5項の規定に基づきます、主要な施策の成果説明書並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の他に、歳入歳出決算事項別明細説明書を関係附属書類として提出いたすものでございます。計数の詳細につきましては後ほど会計管理者から説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、議案第7号の参考資料として平成23年度決算額を基礎に作成致しました「貸借対照表」と「行政コスト計算書」を併せて、提出致しておりますので御報告申し上げます。

どうかよろしく御審議をいただき、御認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○河上悦章議長 次に、決算の計数について説明を求めます。

西山会計管理者

○西山正和会計管理者 (登壇) おはようございます。

それでは私のほうから議案第7号、平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算についての、計数的な説明を申し上げます。

まず、平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入・歳出決算書の概略を説明させていただきまして、次にその詳細を記載しております平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書を説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、1ページから2ページの歳入でございますが、下段をご覧いただきたいと存

じます。歳入決算の総額は、42億8,948万3,094円、不納欠損額47万2,984円、収入未済額243万5,304円で、予算現額42億7,712万0円に対し、1,236万3,094円の増額となっております。次に、歳出の決算でございますが、決算書の3ページから4ページをご覧ください。歳出決算の総額は、4ページ下段にございます支出済額でございますが42億2,755万2,977円であります。翌年度への繰越額は、ございません。不用額は4,956万7,023円となっております。予算現額42億7,712万円に対しまして、4,956万7,023円の差引残額となっております。

なお、収入済額から支出済額を差し引きました歳入歳出差引残額は、3ページ中ほどに記載しております6,193万117円となっております。この分が平成24年度への繰越金となっております。以上が決算の概略でございます。

続きまして、その詳細につきまして平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書に沿いましてご説明申し上げます。まず歳入でございます。5ページから12ページに記載しておりますが、5・6ページをご覧ください。款1分担金及び負担金でございます。これは構成市町からいただきます分担金でありまして、歳入予算の大部分を占めております。

予算現額は33億8,275万8,000円、収入済額は、同じく33億8,275万8,000円で調定額どおりの収入となっております。次に、款2使用料及び手数料でございます。使用料及び手数料につきましては、予算現額4億7,367万2,000円、調定額4億7,934万5,337円に対し、収入済額は4億7,643万7,049円となっております。この収入の主なもの、7・8ページ上段にございます清掃手数料で、4億7,482万1,414円ですが、その中には、備考欄に記載しております還付未済額5万680円が含まれております。

次に7ページ、款3国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、予算現額283万6,000円に対し収入済額は、283万6,000円となっております。続きまして、その下の款4府支出金でございます。府支出金の予算現額は、1,000円となっておりますが、これは財務会計システムの関係から項目を設定し、1,000円の予算を計上したものでございますが、決算年度の収入額はございませんでした。次に、款5財産収入でございますが、財産収入につきましては、予算現額1億1,777万3,000円、収入済額1億2,295万9,703円で調定額どおりの収入となっております。この収入の主なものといましては、財産運用収入といまして、利子及び配当金280万5,935円及び、8ページの最下段にございます物品売払収入でございます。1億2,015万3,768円でございます。その物品売払収入の主なものといましては、缶及びペットボトルなどのリサイクル資源化物や破碎選別有価物などの売払収入が主なものであります。

次に、9ページ、款6繰入金でございますが、繰入金につきましては、予算現額2,385万8,000円収入済額は同じく2,385万8,000円で調定額どおりの収入となっており、財政調整基金繰入金の2,385万8,000円でございます。

続きまして、款7繰越金でございますが、繰越金につきましては、予算現額6,692万3,000円収入済額6,692万3,006円で調定額どおりの収入となっております。

次に、款8諸収入であります。諸収入につきましては、予算現額1億2,199万9,000円、収入済額1億2,641万1,336円となっております。主な収入といたしましては、11・12ページ上段に記載しております雑入の1億2,562万5,110円でありまして、クリーン21長谷山の発電による余剰電力売却収入1億1,689万6,473円のほか、工房教室の参加料や、太陽ヶ丘への蒸気供給代金などでございます。

続きまして、11ページの款9組合債であります。組合債は、工場基幹設備改修整備事業や、施設等更新事業などに係る起債でありまして、予算現額8,730万円に対し、収入済額は8,730万円で、調定額どおりの収入となっております。以上が歳入決算の説明でございますが、続きまして、歳出決算の説明をさせていただきます。13ページから38ページでございます。まず、13ページの款1議会費であります。

議会費につきましては、予算現額358万8,000円、支出済額343万6,223円で、15万1,777円の不用額となっております。次に、その下の款2総務費でございます。総務費につきましては、予算現額5億9,434万8,000円支出済額5億9,058万4,114円で、376万3,886円の不用額となっております。この不用額の主なものといたしましては一般管理費の334万1,555円でございます。なお、この総務費の中には、平成23年度に退職いたしました一般職員9名分の退職手当を含んでおります。次に、飛びまして19ページをご覧ください。

19ページ下段の款3衛生費でございます。衛生費は、工場や施設関係の経費が中心となっております。予算現額28億3,398万8,000円、支出済額27億9,259万3,424円不用額は、4,139万4,576円となっております。

不用額の主なものといたしましては、21ページにございます清掃総務費の644万8,488円及び23ページにあります、し尿処理費の225万9,643円、25ページにございます、ごみ焼却費の1,826万1,916円などでございます。

続きまして35ページの款4公債費であります。公債費は、いわゆる借金の返済でありまして、予算現額8億4,106万6,000円、支出済額8億4,093万9,216円、で、不用額は12万6,784円となっております。

最後に、その下にあります款5予備費であります。予備費につきましては、当初予算額500万円に対しまして、予算の執行過程におきまして、一部を充用いたしておりますが、その内容につきましては36・38ページの備考欄に記載のとおり、上から4件の計13万1,000円を総務費へ、下の3件の計73万9,000円を衛生費へ充用しております。充用総額は87万円であります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、次に、実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。39ページでございます。歳入総額が42億8,948万3,000円、歳出総額は42億2,755万3,000円、歳入歳出差引額が6,193万円、であります。年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同じく6,193万円となっております。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。40ページでございます。

公有財産のうち、土地につきましては、決算年度末の現在高の合計は、18万3,199.86平方メートルとなっております。また、建物の決算年度末の現在高につきましては、4万3,842.21平方メートルでありまして、土地・建物ともに決算年度中の増

減はございません。

次に、物品についてご説明申し上げます。41ページから42ページをご覧くださいと存じます。決算年度中に、6物品が増加をし7物品が減少いたしました。その結果、決算年度末の現在高の合計は136物品となっております。

次に、基金についてご説明申し上げます。43ページでございます。財政調整基金では、一般会計からの積立金と運用益とで、3,364万5,835円増加をし、退職手当充分で2,385万8,000円減少いたしました結果決算年度末の現在高は6,503万1,888円となっております。次に、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金では、定期積立を再開したことにより、3,000万円債券運用及び現金預け入れなどによる運用益で262万2,100円が増加をし、転廃業助成はありませんでした。その結果、決算年度末の現金の現在高は8,444万4,170円となっております。

また、有価証券につきましては増減なく、2億4,923万1,000円となり、現金・有価証券を合わせました基金の現在高は、3億3,367万5,170円となっております。

以上で平成23年度決算の計数説明とさせていただきます。どうかよろしくご審議賜りまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○河上悦章議長 この際、本決算に対する監査委員の報告を求めます。

垣内太平監査委員

○垣内太平監査委員 (登壇) おはようございます。監査委員の垣内でございます。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、管理者から審査に付されました、平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査をいたしましたので、その結果の概要を報告させていただきます。決算の審査は去る9月7日に太田監査委員とともに、本組合事務局において実施をいたしました。審査の対象は平成23年度一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況についてで、ございます。

審査の方法としましては、管理者から送付されました決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、並びに基金の運用状況調書が法令の規定に準拠して作成されているかを確認、決算計数については、歳入歳出簿及び証拠書類その他関係諸帳簿、並びに財産台帳と照合し、予算の執行内容についても決算との比較分析等によって検討を加えながら、関係職員からの説明聴取や、質問を行う中で審査を行いました。審査の結果でございますが、審査に付されました決算及び付属書類は法令の規定に準拠して作成されており、その計数についてはいずれも関係諸帳簿と符合しており、正確であることを確認いたしました。

次に決算の概要でございますが、予算現額、42億7,712万円に対する決算額は、歳入が42億8,948万3,094円、歳出が42億2,755万2,977円であります。歳入歳出差引残額は6,193万117円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、実質収支額も同額となっております。尚、決算を前年度と比較いたしますと、歳入は5億3,143万2,891円(11.02%)、歳出についても5億2,644万2円(11.07%)と、ともに大きく減額となっております。

細目の数値、比率等については、お手元に配付されております審査意見書をご清覧いただきたいと存じます。なお、平成23年度決算の参考資料として、今年度も貸借対照表及び行政コスト計算書が作成されており、行政サービスに要した費用やそれに賄われた財源など、コスト分析が行われておりました。

以上、平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査についての報告とさせていただきます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。

質疑は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

○河上悦章議長 お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案については11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

○河上悦章議長 お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条の規定により議長において、田辺勇氣議員、山本邦夫議員、上林昌三議員、西島寛道、増田貴議員、若山憲子議員、島 宏樹議員、石田正博議員、片岡英治議員、西川博司議員、水谷 修議員、以上の11人を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○河上悦章議長 ただいま選任されました、決算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正・副委員長の互選を行ない、その結果を議長まで報告を願います。暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再会

○河上悦章議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれまして決算特別委員会において正・副委員長を互選の結果、委員長には若山憲子議員が、副委員長には島 宏樹議員が、それぞれ選任されましたので、ご報告を

申し上げます。

日程第5 休会について

○河上悦章議長 次に、日程第5、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により10月10日から11月26日までの48日間を休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。よって、10月10日から11月26日までの45日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て議了いたしました。尚、一般質問の通告締め切りは11月2日午後5時までとなっておりますので、ご承知おきを願います。

次回は、11月27日、午前10時から会議を開きます。以上でございます。

本日は、これをもって散会いたします。ごくろうさまでした。

10時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 河上 悦章

副議長 細見 勲

議 員 原田 周一

議 員 石田 正博

平成24年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録（第2号）

平成24年11月27日

午前10時 開議

1 出席議員

| | |
|-------|----|
| 鷹野雅生 | 議員 |
| 田辺勇氣 | 議員 |
| 細見勲 | 議員 |
| 山本邦夫 | 議員 |
| 内田文夫 | 議員 |
| 谷口重和 | 議員 |
| 中坊陽 | 議員 |
| 西島寛道 | 議員 |
| 太田健司 | 議員 |
| 阪部正博 | 議員 |
| 増田貴 | 議員 |
| 若山憲子 | 議員 |
| 島宏樹 | 議員 |
| 塚本五三藏 | 議員 |
| 浅見健二 | 議員 |
| 石田正博 | 議員 |
| 片岡英治 | 議員 |
| 河上悦章 | 議員 |
| 坂下弘親 | 議員 |
| 西川博司 | 議員 |
| 水谷修 | 議員 |
| 矢野友次郎 | 議員 |

2 説明のため出席した者

| | |
|------|--------|
| 久保田勇 | 管理者 |
| 橋本昭男 | 副管理者 |
| 堀口文昭 | 副管理者 |
| 信貴康孝 | 副管理者 |
| 奥田光治 | 副管理者 |
| 中谷浩三 | 井手町副町長 |
| 竹内啓雄 | 専任副管理者 |
| 寺島修治 | 事業部長 |
| 浅田清晴 | 施設部長 |
| 清水孝一 | 事業部次長 |
| 西山正和 | 会計管理者 |

| | |
|---------|---------------|
| 杉 崎 雅 俊 | 財政課長 |
| 川 島 修 啓 | 施設課長 |
| 福 井 均 | クリーン21長谷山所長 |
| 福 西 博 | 新折居清掃工場建設推進課長 |
| 町 田 正 晴 | 折居清掃工場長 |
| 伊 庭 利 夫 | 業務課長 |
| 太 田 博 之 | 広報情報課長 |
| 辻 巧 | 奥山リユースセンター所長 |
| 森 内 富 雄 | クリーンピア沢所長 |
| 長 村 優 | グリーンヒル三郷山所長 |
| 西 村 憲 司 | エコ・ポート長谷山所長 |

3 職務のため議場に出席した職員

| | |
|---------|--------|
| 太 田 博 | 議会事務局長 |
| 橋 本 哲 也 | 財政課主幹 |

4 議事日程

| | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 諸報告について |
| 日程第 2 | 議席の指定について |
| 日程第 3 | 会議録署名議員の追加 |
| 日程第 4 | 議会運営委員会委員の補充選任について |
| 日程第 5 | 常任委員会委員の補充選任について |
| 日程第 6 議案第 7 号 | 平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算 認定について |
| 日程第 7 議会議案第 1 号 | 城南衛生管理組合議会会議規則の一部を改正する規則 を制定するについて |
| 日程第 8 | 閉会中継続調査の申し出について |

5 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 8

午前10時00分 開会

○河上悦章議長 おはようございます。会議前の連絡事項について、ご報告を申し上げます。

汐見副管理者から、欠席の届け出があり、中谷副町長に出席を頂いておりますので、ご報告を申し上げます。

ただ今の出席議員数は、22人全員であります。既に定足数に達しておりますので、10月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 諸報告

○河上悦章議長 日程第 1、諸報告を行います。11月15日の宇治田原町選出議員の改

選において、内田文夫議員、谷口重和議員が、城南衛生管理組合議会議員に選任されましたので、ご報告いたしますとともに、ご紹介を申し上げます。内田議員から順に自己紹介をお願い致します。

○内田文夫議員 宇治田原町議会選出の内田でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

○谷口重和議員 同じく、宇治田原町議会から選出されました谷口でございます。どうか宜しくお願い致します。

○河上悦章議長 以上で、自己紹介を終わります。次に、城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、例月出納検査結果1件につきましては、その写しをお手元に配布しておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 議席の指定

○河上悦章議長 次に、日程第2、議席の指定を行います。今回新たに当選されました宇治田原町議会選出議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において、5番に内田文夫議員。6番に谷口重和議員を指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の追加

○河上悦章議長 次に、日程第3、会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員の追加については、会議規則第114条の規定により、議長において、中坊 陽議員を追加指名いたします。

日程第4 議会運営委員会委員の補充選任

○河上悦章議長 次に、日程第4、議会運営委員会委員の補充選任についてを、議題と致します。今回の宇治田原町議会選出議員の改選に伴う、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の補充選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において内田文夫議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。よって、指名いたしました内田文夫議員を議会運営委員会委員に選任する事に決定いたしました。

日程第5 常任委員会委員の補充選任

○河上悦章議長 次に、日程第5、常任委員会委員の補充選任についてを、議題といたします。今回の宇治田原町議会選出議員の改選に伴う、総務常任委員会委員及び廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会委員の補充選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定

により、議長において谷口重和議員を総務常任委員会委員に、内田文夫議員を廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会委員に指名したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今、指名いたしました両議員を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。暫時休憩いたします。総務常任委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いて頂き、委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

午前10時10分 休憩

午前10時21分 再開

○河上悦章議長 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩中に開かれました総務常任委員会において委員長互選の結果、委員長には谷口重和議員が選任されましたので、ご報告いたします。

日程第6 議案第7号、平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出
決算認定

○河上悦章議長 次に、日程第6、議案第7号、平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを、議題といたします。委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、若山憲子議員。

○若山憲子委員長 ただ今議題となりました議案第7号、平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての、決算特別委員会における審査過程、並びに結果についてご報告を申し上げます。

決算特別委員会は去る10月9日の本会議において設置をされ、議案第7号、平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査を付託されました。同日に開催をされました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、若山が、副委員長には、島 宏樹委員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は、10月17日に招集し、説明には正・副管理者をはじめ専任副管理者、並びに関係部課長などの出席を求めて、1日間ではありましたが慎重かつ熱心な審査が行われました。委員会では議事に先立って審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費について、一括をして、次に、衛生費について、次に、歳入については全款を一括して、次に、実質収支及び財産に関する調書についても一括して審査をし、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。審査の中で出されました質疑、答弁、要望等については、各議員のお手元に資料を配付しておりますのでご覧おき願いたいと思います。

次に審査の結果であります。第7号議案についての討論は無く採決の結果、本委員会は全員一致をもちまして第7号議案を原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

た。以上、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に応じていかれるよう切に希望するものであります。

また、当日は、委員各位におかれましては、終始、ご熱心なご審査をいただきまして厚くお礼を申し上げます。また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げます。また、あわせて、島副委員長さんのご協力によりまして委員会が、滞り無く運営できましたことをここに改めてお礼を申し上げます。

以上、決算特別委員会の報告を終わります。

○河上悦章議長 これより、委員長に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は、ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。本議案に対する委員長の報告は原案のとおり認定すべきものであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の議員の規律を求めます。

起立全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり認定されました。

日程第7 城南衛生管理組合議会会議規則の一部を改正する規則を制定 するについて

○河上悦章議長 次に、日程第7、議会議案第1号、城南衛生管理組合議会会議規則の一部を改正する規則を制定するについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結します。これより討論に入ります。
討論は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

これより議会議案第1号を採決いたします。議会議案第1号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

起立全員であります。よって、議会議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中継続調査

○河上悦章議長 次に、日程第8、閉会中継続調査を議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、平成24年10月、城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。なお、閉会にあたりまして、管理者からご挨拶がありますので暫くお待ち願います。

久保田管理者。

○久保田 勇管理者 平成24年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成23年度一般会計歳入歳出決算認定、また本日議員により提出を頂きました議案につきまして、いずれも御認定、御可決を賜りまして誠にありがとうございました。

さて私こと、来る12月18日の任期を持ちまして、宇治市長の職、そして本組合管理者の職を退任いたすことと致しました。組合議会の場で皆様にお会いできますのは、本日が最後になりましたことから、この場をお借りいたしまして、これまでの御礼を申し上げたいと存じます。

前任の池本前管理者から引き継ぎをさせていただきました平成8年12月の就任以来4期16年の期間にわたるわけですが、それ以前の、昭和58年の宇治市議会議員当選時より、本組合の運営にも議員として関わらせていただきまして、その当時より、廃棄物処理施設は、管内3市3町の皆様の住みよい生活環境を確保するための、一日も欠かすことができない施設であり、その整備と運営は行政上の最重要の施策の一つであると認識しているところでございました。

工場の建設用地の確保や建設実施等には、多くの先人の御努力と苦勞を要し、大変困難な時代も経験して参りましたが、幸いにも管理者に就任させて頂きました後の期間につきましては、関係者のご理解により、処理施設の整備は比較的順調に進み、平成8年度にはし尿処理施設のクリーンピア沢が完成し、平成11年の資源化施設エコ・ポート長谷山とリサイクル工房の開設、平成13年の最終処分場グリーンヒル三郷山の開設及びダイオキシン対策の法改正に対応しました焼却工場の設備改修、そして平成18年には、環境の

世紀にふさわしい、地球環境の保全にも考慮しました発電設備を付設の最新鋭ごみ焼却施設クリーン21長谷山の完成稼働など、ほぼ組合の処理施設ひとつの建設事業の完成に携わることができ、組合の基本使命でございます安心安全な施設運営という責務を皆様に支えられながら果たしてくる事が出来ました。その間、必要な施設整備を進めます一方で、組合には、管内環境行政の司令塔の役割を期待し、ISO14001認証取得の取組や、工場運転民間委託の導入、沢第2清掃工場の早期廃止など処理体制・組織の統廃合、給与の適正化等、行財政改革の取組も順次進めて参りました。これも一重に議員各位をはじめ、副管理者並びに職員、関係者の皆様の御理解、御協力によるものであり、将来の組合運営の枠組みを揺るぎないものとする事が出来たのではないかと考えております。

在任中は、多くの皆様のご厚情を賜り、御支援・御指導を頂きながら組合管理者の職がまっとう出来ました事、厚くお礼申し上げます。

本組合は、今年で設立50周年の節目を迎えたところでございますが、次の半世紀におきましても、これまで以上に構成市町と連携・協同して、管内住民の生活環境のさらなる向上を目指しまして、処理施設の適正な運営と新興山や新折居清掃工場をはじめとした必要な施設の更新事業を進めることとしております。また、災害発生時の緊急対応にも備えました、災害に強い施設づくりを進めて参りますとともに、地球温暖化の防止やその他プラスチック製容器包装の資源化の取り組みなど、循環型社会の形成に向けた施策の推進に努めることとしております。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、本定例議会を通じまして、議員各位から頂戴致しました貴重な御意見、御指導を念頭に置きまして、組合運営にまい進することとしておりますので、議員各位におかれましては、今後とも組合に対し、さらなる御指導・御支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、益々の御活躍を御祈念申し上げます。閉会と退任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

大変お世話になり、誠にありがとうございました。

○河上悦章議長 ありがとうございます。以上でございます。ごくろうさまでした。

10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 河上 悦章

副議長 細見 勲

議 員 中坊 陽

議 員 石田 正博

決算特別委員会審査記録

日 時 平成24年10月17日(水) 午前10時00分～午後2時08分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員

| | |
|------|-------------|
| 若山憲子 | 委員長 |
| 島宏樹 | 副委員長 |
| 田辺勇氣 | 委員 |
| 山本邦夫 | 委員 |
| 上林昌三 | 委員 |
| 西島寛道 | 委員 |
| 増田貴 | 委員 |
| 石田正博 | 委員 |
| 片岡英治 | 委員 |
| 西川博司 | 委員 |
| 水谷修 | 委員 |
| 河上悦章 | 議長(オブザーバー) |
| 細見勲 | 副議長(オブザーバー) |

説明者

| | |
|---------|--------|
| 久保田 勇 | 管理者 |
| 橋本 昭 男 | 副管理者 |
| 堀口 文 昭 | 副管理者 |
| 信 貴 康 孝 | 副管理者 |
| 奥 田 光 治 | 副管理者 |
| 汐 見 明 男 | 副管理者 |
| 竹 内 啓 雄 | 専任副管理者 |

その他幹部職員

付託案件 議案第7号 平成23年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費、予備費を一括して審査。
- ②衛生費を一括して審査。
- ③歳入、全款を一括して審査。
- ④実質収支及び財産に関する調書を一括して審査。
- ⑤総括質問。

⑥討論。

⑦採決。

審査結果 決算特別委員会の質疑、答弁、要望等（別紙）

決算特別委員会の質疑、答弁、要望等

[議会費・総務費・公債費・予備費]

○田辺勇氣委員 まず成果説明書4ページで、ここ数年民間委託を進める中で、職員数の削減、人件費の削減に取り組んでこられましたけれども当初の目標が、まず100名をきり90名台にすることだと言われていまして、23年度で90名台になったわけですが、ここに書かれている金額以外の部分での効果、それから90名台になったの課題等があれば教えていただきたいと思います。また、今現在のところでの今後の最終的な職員数はどのようになっているのか。それから、今後の職員体制についてもお聞かせいただきたいのですが、新規雇用計画、それから退職者数の今後の推移、併せて今後の再任用見通しを教えていただきたい。それから職員数全体の事というところ現在の年齢別の職員数、正規職員の皆さんの年齢別の職員数を教えていただきたいと思います。

○竹内啓雄専任副管理者 年齢別の職員数等の数字的なことは、後ほど次長からお答えいたします。金額以外の効果、今後の職員数の目標、新規雇用計画でございますが、一般論で恐縮ですが、人員削減の効果と申しますと、最大の効果が人件費が少なくなったという事が最大の効果と申しております。金額以外の効果となりますと再任用の問題がございまして、実は再任用の2.5日勤務あるいは、今年度から週3日勤務ということで行っておりますが、公務員の定年延長が民間との比較の中で、公務員が先にそこまでという事もございまして定年延長の方は進んでおりませんが、60から65歳まで年金が支給出来るまでの間の雇用問題というには課題となっておりますので、それならば65歳まで再任用で場合によっては、フルタイムでの再任用も含めて取り組む事が課題でございます。そういう意味から申しますと、職員数を減らさなければ退職後の再任用の雇用もなかなか難しいという側面もあろうかと思っております。それを効果というかは別としまして、今後の課題といたしまして職員数をどのようにしていくか、そして再任用制度をどこまでどういうふうにしていくかという事に関係づけながら、この職員数と再任用の定数は考えていかなければならないと思っております。これが課題となっております。それから今後の目標でございますけれども、これにつきましては業務運営についてどういう体制でやっていくかという基本に関わりますので今のところ何年までにするという具体的な数字でもっての定員計画というのは持っておりません。今後の粗大ごみ処理施設更新や新折居更新事業、こういった新しい施設の運営体制と合わせてですね今後の組合としての全体の運営に対して考えていきたいと、このように思っております。基本的な部分でのお答えは、以上でございますが職員数の事に関しては、次長からお答えいたします。

○清水孝一事業部次長 今年度4月現在での年齢構成は、20歳代7名7%、30歳代28名29%、40歳代21名21%、50歳代36名37%でありまして、今後10年

間で申しますと定年退職者が35名。それから再任用の状況ですが、平成27年度が、34名でマックスになります。その後、20名台が平成31年まで続いてまいります。32年以降も当分の間は、10名台の再任用が継続致します。それから、ごみ中継と資源化を23年度から業務委託しておりますが、それまでは職員を配置しておりましたので比較してみますと、ごみ中継係で5人分を委託しておりますので効果と申しますと年間1千3百万円。資源化ですと6人分の比較で1千6百万円併せて2千9百万円の効果が23年度で出ております。以上でございます。それから退職者35名おりますが、今後の粗大ごみ処理施設更新、新折居清掃工場更新の運営方法を考えながら併せて再任用のフルタイム問題もでございます、また当然、新陳代謝も必要ではあります、現時点では新規雇用計画にまでは至っておりませんのでご理解願います。

○田辺勇氣委員 90名台になったことでの効果と言いますか、今後の再任用を踏まえてのご答弁いただきまして理解できました。ただですね、この質問全体でみると今後、10年間で35名の方が退職するというので、今の答弁を聞いているとその部分に対して再任用をするというか、再任用を当て込んでいるというか、再任用で補いながら新規職員については、今の所未定だという答弁だったんですが、この10年ずいぶん、このままいけば正規職員数も大きく変わってくるのかなと思いますし、体制についてもそれに伴って大きく変わると思うんですが、この年齢別の人数を聞かせて下さい。再任用のこともありますが、城南衛管全体として、今後どういった課題が考えられるのか、その辺をお聞かせいただきたい。出来れば、この10年で35名の退職者について年度別でお願いします。

○竹内啓雄専任副管理者 年度別の退職者については、後ほど担当者の方から答えさせますけれども、先程の答弁で議員から今後35名の職員の退職後、再任用職員にというふうな形と受けとめていただいた部分もあったと思いますが、必ずしも今後の再任用ということで35名分をキープしている事ではございません。再任用についてもですね、いきなりフルタイムで働くということではございませんし、後ほど申し上げます退職年度で人数にばらつきがございますし、そういう事ではなくて再任用は再任用として、今後の雇用という課題を解消するために、出来るだけ応えていかなければならないと考えております。それに要する定数分以外の分について、課題となっています。一方、全体についてどういった考え方をするかについてでございますが、再任用問題については、最初にも申し上げましたとおり、今後新しい施設の運営体制をどうしていくか、当組合の基本的な考え方でございます、これからの組織は企画管理型の組織を目指していくという形で民間において、できるものは可能な限り改革も進めていく、これは宇治市の久保田管理者も申しあげておりますとおり、さらなる行財政改革の推進を推し進めているところでございますので、行政の責任を果たしつつ、簡素でかつ効率的な組織運営ということが基本的な方針でございますので、その中で、可能なところは民間委託をすすめ、そして新しい施設の管理運営体制をですね、基本方針の中で考えながら、衛管としての体制を執りたいというように考えています。

○清水孝一事業部次長 年度別退職者数は、今年度24年度で2人、25年度で7人、26年度で11人、27年度で3人、28年度で2人、29年度で3人、30年度で4人、31から33年度までは、1ずつとなっております。以上でございます。

○田辺勇氣委員 ありがとうございます。副管理者から答弁がありましたけれど、これからは企画管理型で、可能な限り衛管として、行財政改革を進めていくということで、まあ過去にも質問する中で述べたことがあるんですけど、当然御承知いただいているところであると思うんですけども、やっぱり、まずは、職員数を減らすことも確かに行財政改革の中では重要だとは思いますが、やっぱり安全に業務が遂行できる体制という点は、常にお考えをさせていただきたいと思います。その中で、責任もとり、安全も確保できるような中での行財政改革であれば非常にいいことだとは思いますが。退職者数も年度別にお聞きをしまして、特にこの25、26年ですね、大きく合計18名ですか、退職されるということで、先ほどお聞きした年齢別のところでいうと、やっぱり20代が極端に少ないというような状況で、じゃあ今後30年後を考えると、この20代という世代の方々が衛管の管理職になられる方ばかり、管理職になられる年齢になられると思うんですけど、そういう意味でいうと、いまのところ新規の雇用については、再任用の方も踏まえながら、計画というか、雇用していく形をとられるんじゃないかなと思うんですけど、やっぱり、若い世代が少ないということで、組織の体制としてはその辺も考慮いただいて、若い世代の新規採用について、年度ごとに取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思っていますけれど、その辺のお考えについて、今全体の議論の中で、若い人が少ないというところ、25、26年で18名の職員さんが退職されるということ、再任用の希望者もたぶん25、26年で増えると思いますので、そういったことを踏まえての新規採用だけに絞って、お考えをもう一度お聞きかせいただきたいなと思います。

○竹内啓雄専任副管理者 新規採用に絞ってということですが、新規採用だけで申しますと、年度年度の運営体制を決めたうえで、退職によって、あるいは再任用によって差し引きして必要な職員を採用していくということしかないと思いますし、そういったことで、これまでも今年度も3名採用させていただきましたし、昨年は1名を採用いたしております。その少し数年前は、7名も採用した時もございます。こういう小さな組織でございますので、全体の大きなグロスの中で一定調整するということがなかなか難しいところございまして、どうしても採用できる年度、採用できない年度というものが正直ございます。新規採用をいうことに限ってということであれば、そういった答えてしか申し上げられないのですけれども、なおかつ、全体的に申し上げますと、安心安全の面というのも非常に重要でありますので、職員が備えるべき能力、あるいは技術力の継承、危機管理への対応とか、そういう行政力をもった職員を確保しつつ、総合的に考えながら、重ねて申し上げますけれど、それでかつ、簡素で効率的な組織運営を目指したいと考えております。

○西川博司委員 先程の田辺委員の質問、答弁でもありましたけれど、私も少しと重なる

内容ではあると思いますが、質問させていただきます。人件費抑制に努められてきたことについては、高く評価したいと思います。しかし、これ以上削減すると、職員の技術、仕事等のノウハウの伝承に支障がでるのではないかとこのように心配をしています。また、災害発生時の迅速な対応体制など、一定数の職員がいないと対応できないと思いますがどうでしょうか。1点目はそれです。もうひとつは、成果説明書の14ページ、また55ページですが、エコネット城南が発行されております。内容的には、大変読みやすい、見やすいものと高く評価しています。その上で質問させていただきます。衣服のリサイクルや剪定枝チップ化物の配布等で、広報紙の住民啓発の内容についてもっと工夫することによって利用が増えると思いますが、どうでしょうか。

○**清水孝一事業部次長** 懸念されています職員がこれまで培ってまいりました知識や経験につきましてどう伝承するかどうかについては、組織として重大なことであると認識しています。とりわけ、平成21年念頭に人材育成計画を作成いたしまして、先輩が後輩を指導すると職員が取り組む責務を明確にしまして、さらに、今回の災害もございましたけれども、災害対策要綱につきましては、昨年7月に見直しを行いまして、自然災害に対する警戒態勢を、以前でしたら4段階のものを、6段階まで拡大しまして、対応しております。今回の水害については今現在、火災や想像を超える 想定外といえませんが、そう想定できうるような範疇の災害までいったマニュアルにしていきたいと考えております。今現在でしたら、例えば、沢工場の沢エリア、長谷山エリア、三郷山、折居を折居エリア、その中で、総括的に、職員が助けあって、災害に対処できるような方法をとるマニュアルを作成し、職員も夜間でしたら、委託もおりますので、連携したマニュアルにしております。委員ご指摘の昼間とか夜間とかいつ起こりうるかわかりませんので、企画管理型といたしまして、組織全体でとらえて考えておりますので、ご理解賜りたいと考えます。

○**大田博之広報課長** 私の方から、広報紙の住民啓発の記事についてお答えいたします。委員も御承知のとおり、衣服の引取については、毎月、選定枝のチップ化につきましては、配布時期にあわせているところであります。また、今年の8月から、広報紙を4色カラー化いたしまして、視覚効果によりまして、より一層読みやすい紙面作りを心がけているところであります。今後につきましては、住民目線に立った記事の内容、住民の方の心がけておられることを取り上げる等、住民の顔が見えるような紙面作りをおこなっていくとともに、組合事業の積極的な紹介や最新の環境情報など、住民の生活に役立つ情報等をわかりやすく掲載してまいりますので、御理解をよろしく願いいたします。

○**西川博司委員** お答えいただきまして、全体の中で、災害等に対応していけるような体制をとることについては、一定理解しているところでありますけれども、やはり一定の日常運営については職員が要所要所にいることによって、十分把握でき対応できると思っております。その点も踏まえた人員計画ということでもよろしく願います。今年の8月13日、14日に京都南部集中豪雨において、あれだけ被害が発生したにもかかわらず、いち早く復旧できたと聞いております。これは一定数の職員の配置があったか

ら可能であったと思います。特に城南衛管の職員さんについては、仕事に対する意識が高く、高い技術水準をお持ちの方が多くおられると思います。そういった観点で、職員体制については、維持すべきと考えております。この点につきましては、指摘要望とさせていただきます。エコネット城南についてですが、読みやすい紙面作りに努められているということにつきましては、評価をいたしております。組合事業の積極的な紹介についても工夫するという事ですので、要望とさせていただきます、質問を終わります。

○水谷修委員 歳入も歳出もありますことから、入札の制度の問題について、お聞きをいたします。ひとつは、先ほど正誤表でいただきました契約の状況でございますけれども、それぞれ、件数と件数の比率は入っていますが、競争入札や随契の金額では、どんな状況になるのでしょうか、伺います。それから、この間、廃鉄の入札を巡って、やり直しをしたということですが、顛末と、どういうことだったのかということについてを、ご説明いただきたいと思っております。

○清水孝一事業部次長 契約のパーセンテージでもう1回言いますと、競争入札の割合が27%、見積り合わせ、これが1%、単価契約を除いておりますので2件分しかございませんので1%、特別指名については、72%、金額で申しましたら、そういうことです。それと廃鉄類の売却の関係でございますけれども、各工場のオーバーホール等で発生する廃鉄等は、年に1回、各工場の担当者が持ちまわりまして、施設全体の売却を担当しております。平成22年度、その財務規則の定める範疇を超えることから、入札いたしました。今年度は、担当者が随意契約の範疇を超えるのにもかかわらず随意契約の見積り合せで廃鉄の売却を進めてまいりました。最終の業者決定に際しまして、総務課に問い合わせた段階で、財務規則等における随意契約の範疇を超えるということが判明し、その段階で業者に対して、訂正のご連絡を行い、見積り合せから、入札に切り代えてまいりました。

○水谷修委員 訂正ではない。訂正なんかできない。

○清水孝一総務課長 見積り合せを訂正し、入札に訂正するというご連絡を差し上げたということなんです。

○水谷修委員 訂正ではない。契約破棄したんでしょ。

○清水孝一事業部次長 その時点では、最終的な契約しておりませんでしたので、見積り合せをして30万円を超えるということで、入札に切り替えたということで、ご連絡を申し上げたということでございます。城南衛管としまして、そういった経過でございます。後、組合としては、所属長と担当職員から、説明を受けて、組織として、該当業者の方には、お詫びを申し上げ、御理解いただいております。

○**水谷修委員** 廃鉄の入札を巡るトラブルについては、悪意があったわけではないということについては、わかりましたけれども、競争入札に付さなければならなかったものを競争入札しなかったということですのでけれども、組合の信頼を損ねることになりますので、私は、入札事務に当たって、事務は持ち回りとかでなくって、入札を担当するところがちゃんと仕切って、仕組みの問題としても是正する必要があると思います。顛末を聞いたので、仕組みとしてもやっていただきたいと思うんですよ。今の話では、過年度も競争入札に付されていたのに、24年度、随契にしようとしたと、なんでそんなことがおこるのがわからない、場合によれば、業者との何かがあるのかと、勘繰られかねないやり方ですよ。結果的には契約に至らない段階でお詫びして理解いただいたのでよかったと思うのですが、仕組みとしても改善していただきたいのですが、いかがでしょうか。それから、今の話では、金額では特名が72%、件数では33%、こうなることはわかるのですが、やはり、ここは公正を第一義的に考えて、一般競争入札を基本にすべての契約を切り替えるというのが、日本中の流れでございますので、私は、1個1個の事業を見れば、何か理由はあると思うんですけど、全体として、一般競争入札にあるいは競争入札に基本に切り替えるというのが望まれていると思うんですよ。城南衛管だけがこのままで良いとは思いません。入札結果の公表についてお伺いしますが、構成市町については、公表しています。落札したところだけじゃなくって、予定価格、落札価格、結果がどうであったのか、単に結果だけではなくて、すべての結果ですね、入札の中身の結果、公表に踏み切るべきだと思うんです。あまり言いたくは無いのですが、捜査機関に職員や業者が呼ばれるという事例もありました。結果はなにもなかったわけで、疑いが晴れて、おかしいことはなかったわけですが、すべてのことについて、基本的に公表することによって、世間からの疑いの目で見られないということも大切なことだと思います。公表の程度については、構成市町から見ても、他の団体と比べても、衛管は低いと思います。すべてを公表すべきだと思いますが、この辺のお考えをお聞かせ願いたいを考えます。

○**竹内啓雄専任副管理者** 入札すべき、手続きのミス件でございまして、ご指摘のように、業者の方にご迷惑をおかけしまして申し訳なく思っております。今後、このようなことが起こらないよう事務処理の正確性を正していきたいと思っております。仕組みとしましては、財務規則の周知徹底ができていれば、今回のようなことがなかったと思いますが、各施設での担当者において、その辺のことが周知されていなかったということで、十分なデータなしに、随契との範囲内でいけるだろうと判断したことに大きなミスがあったと思いますので、今後はそういうことが無いように十分注意したいと思います。

○**清水孝一事業部次長** この間、入札改善を行いまして、かなり入札に切り替えてまいりましたが、まだまだご指摘のように70数%が特名になっているという状況でございます。現在、建設工事等指名選定委員会というのがございまして、その中で検討いたしております。契約結果の公表につきましては、ホームページ上で、その金額と業者については、日付とともに公表していますが、それ以外につきましては、見積り合せの結果につ

きましては、総務課のカウンターで、どういう結果であったか公開しております。今後、特別指名も入札に切り替えていくと同時に、見積り合せ結果、特別指名の結果について、ホームページ上での公表も含めて検討中でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○水谷修委員 そうすると、近いうちに公表されると、では、いつ頃から公表されるのか、公表の程度は構成市町と比べても、極めて低いですよ。ここまで来ればわかる、あるいは、くださいと言えば見せてもらえる、それは公表には違いないが、今は、積極的にホームページで見られるようにすべての情報をしとくというのが普通ですから、早期にさせていただきたいんですが、その時期については、近いうちではないということですか。私は、年度途中でも早くしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○竹内啓雄専任副管理者 入札に限らず行政の情報公開は、非常に重要な部分でございますので、当組合が一部事務組合だけにとこのようなことがないにしても、一般市町の一般行政しておられるところと比較しましても情報公開は、十分でないことがございます。そういった全体を含めまして、今、組合でも事務的な検討をいたしておりますが、現時点では時期まで言えませんが、管理者に報告し、組織決定した上で行いたいと思います。

○山本邦夫委員 重複しているところは省きますので、ホームページの話にも出ていましたが、説明書の14ページにもホームページの情報発信が出ていまして、この間、明確にどの部分が改善されたのか、明確に教えてほしいのですが、この間新たにどういうことをホームページで公表してきたのかを教えてください。それから、6ページのところで、公債費の現在高と償還額の推移をグラフと数字でいただいておりますが、去年の決算資料と比べてみますと、傾向は減ってきているというのは変わりませんが、微妙に違うところがありまして、平成23年度でいえば、前年度とあまり変わらないのは、当たり前ですが、例えば、現在高で迎ってみますと、平成25年度の数字が今回では31億9千8百30万なんですけど、1年前に出された時は、38億9千8百30万で、6億5千万程の差が、いずれも下方修正ですが、27年度が、今回、31億7千5百万円ですか、1年前は、35億5千5百50万、3億8千万程の下方修正、平成30年で見ますと、54億2百10万となっておりますが、去年の資料で見ますと61億2千10万、7億1千7百万程、下方修正されています。これは、いろんなことへの努力の結果と思いますが、1年前と今回とで見通しが、3億、6億、7億と結構大きな額ですね、もっと大きな数字で百億、2百億と変わっているならともかく、30億、40億くらいの数字で、6億、7億というのは、結構大きな変化かなと思います。下方修正されている要因といいますか、折居とか、長谷山での新しい工事の見積り等々、一定の見通しを持ってきておられるから、この辺の建設投資の見通しが、より正確になってきていることの反映かなと思いますが、その辺りは、説明をしてください。あと、職員体制の問題については、当初100人を切るくらいだと言っておられたが、それがどんどんと縮小してきて、さっきの話では、今は92人となっておりますが、数年間で30数人退職していくけれども、新規の採用をこれから何人採用するというものは、見通しができていないというと、92人の体制が、仮に30人としても、60人くらいの体制に、何もしなければ縮小する

わけで、新規採用が、そこにプラスになってくるわけで、今の92人体制が、ずるずると80人になり70人になり、再任用をどうカウントするかという問題はあるんですが、なし崩しで、定数管理目標を持っていないとおっしゃったけれども、そこがずるずると自然減少の形で縮小していくのは、議会との関係でもどうなのかと思います。総論としては、今までにも言っている話ですが、そのところは先程からも答弁されているので、聞いても答弁しないと思うんでいいんですが、角度を変えて、質問してみたいと思っておりますが、8月の時の宇治とか八幡宮でも被害が出ましたが、豪雨の水害がありましたね。いわゆる、自然災害に対して、衛管もですね、排水管が豪雨で流れてむき出しになってしまったという事があって、その程度で済んでよかったというか解りませんが、焼却施設や不燃物、し尿処施設といったものが自然災害に対して、今回は迅速な対応がなされたが、職員体制が縮小していく中で、他の自治体などでは全面包括的な委託なんかが出ていますが、建物・施設の基本的な保持はどこが責任をもつのか。企画管理型とおっしゃってきまして技術的な部分は、私たちも議論させていただきましたが、危機管理で見た時に施設設備の保全というのは、衛管自体が持たなければならない部分があると思います。その中で、委託というのは、どこまで契約の中に入っているのか、火事とか、事故、災害ですね、その部分ではどうなるのか、それと、もう一つは、地震、水害等の自然災害に対して、今の委託の契約の中では、どういうふうに位置付けられているのか、運転の委託ですから施設が壊れて運転できないから関係ないということも成り立つでしょうし、現在の契約ではどのように位置づけられているのか。緊急時に、大規模な長期の対応が必要になった場合に、追加の契約なしに、一定の対応というものが今の契約に含まれているのかどうか。そのところは、今まで議論しなかったテーマですが、教えていただきたい。それから、委託料の部分で、7ページのところに、業務料、委託料が出ていますが、単価を割りますと、今までの数字は、クリーンピア沢では、561万9千円というふうに委託料を人数で割るとなりますし、長谷山のところは、561万、折居が336万、エコ・ポートが566万、中継所で387万ということで、委託契約の中でも、単価を計算した時に、一人当たり2百万程度の差が出ているんですね。もう少し細かく見てみると、委託開始時期が平成23年4月1日からというのが3件あるんですが、ここの中でも、やっぱり5百万円台と3百万円台に分かれていて、こういう委託契約の中で、差が出てくる要因、当然、入札だからお安くなりましたということもあるのかもしれませんが、平成23年からの契約を見ていると、だんだん契約単価が下がってきているとも言えない、2極化している部分があって、その辺はどういうふうに見ておられるのか、答弁の中で、中継所は5人で1千3百万、資源化は6人で1千6百万、1人で約2百50万位ですね、エコ・ポートの方は、5百万の契約ですが、沢でいえば3百80万程で、単価契約の差が縮小してきた時には、人件費の縮減のメリットというのはちっちゃくなってくると思うんですが、その辺のところはどうなのか、それから、最終、個人に支払われる給与はどうなっているのか把握されているのかどうか、教えてください。契約の問題については、先程の質問で、競争入札、見積り合せ、特別指名の金額ベースの話はわかりましたので申しませんが、始めのホームページのところでも話しましたが、ここに、23、24年度の入札結果を手元に持っていますが、業者名、落札金額、落札業者しか載せていないですね。少なくとも、入札参加企業のことや、予定価

格等位はわかる、一件一件のデータは出してほしい。見積り合せは、来庁しなければならないですね、見積り合せの問題とか、特別指名のこととか、きちんとそういうものは、ホームページで公表されていれば、基準とか、市民の目の中で確認できるが、今は、そういった問題が表に出ない、何らかの形で、外部に出ないと、議会でもチェックできない仕組みになっているんですね。きちんと基本資料として、市民に対して公表すべきと。現管理者の任期のうちには言いませんけど、やり残しの仕事で、そのところは、きちんとスパートして、公表の動きを加速していただきたい。この辺は要望にしておきます。それから、23年度の新規に落札した企業というのは、いくつ位あるのか、企業名、事業名を教えてください。あと、表-6のところ、9ページですね、落札率が平成23年度は69%となっていますが、これについては、衛管として、どのように評価されていますか。低価格の入札に対しては、入札制度の問題で、次のページに数字が出ていますが、23年度で結構ですので、一番低かった件名、内容、調査、確認をされてどういった状況だったのか、過去に低入札価格調査制度で、不適切入札を判断された事例はあるのか、それに伴って、調査体制とか、期間とか、どのような形で行っているのか、教えていただきたい。構成市町及び近隣の自治体で、どのようなところが調査制度を行っておられるのか、教えていただきたい。最後に、12ページで、メンタルヘルスの問題が、全職員を対象にストレスチェックを行い、対応が必要な場合においては、産業医の指示に従うと出ていますが、ストレスチェックの内容、方法と産業医の指示について、個々のケースというよりも特徴、傾向を教えてください。以上です。

- 浅田清晴施設部長** 私の方から、職員の体制について、その中から8月の水害時の被災状況、対応、それから委託の対応は、どのようになっているかについて、お答えします。8月の水害時の当組合における被災状況ですが、運転委託を行っているところに限って申しますと、折居工場において、落雷により早朝5時頃から数回の停電が起り、ボイラ関係の計装設備とごみクレーンの自動操作装置が落雷の影響を受け故障しました。その間、委託職員は停電時等のマニュアルに基づき、機器停止、稼働等を適正に対処するとともに、工場長に緊急事態発生の連絡を行うなど、的確に対応しています。また、クリーン21長谷山でも瞬時停電が発生しましたが、発電に影響することなく、委託職員によりの確に運転再開を行っています。なお、クリーンピア沢でも瞬時停電が発生しましたが、委託の業務時間外であったため、宿直員から連絡を受けた所長以下組合職員及び委託職員についても早朝出勤し、対応しています。火事や自然災害時の委託契約内容についてですが、運転委託の仕様書において、緊急事態発生時の対応として、地震、台風等の災害時並びに爆発及び火災などの緊急事態の発生に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。緊急事態が発生した場合、直ちに業務従事者を所定の場所に配置し、設備等の緊急停止を含めた適切な措置を講じるとともに、組合に通報すること。などを明記しています。また、追加契約の必要なしに対応できる契約内容かについてですが、天災その他不可抗力により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その事情に応じ、協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。ものと契約書にうたっております。

○寺島修治事業部長 ホームページによる情報発信の質問につきまして、お答えいたします。当組合のホームページにつきましては、平成13年7月より開設し、現在にいたっております。これまで職員の手によりまして、幾度かのリニューアルを行いまして、情報の追加を行っております。議員から具体的にということですが、例えば、入札結果の公表であるとか、廃棄物処理施設維持管理記録の公表、環境ISO温暖化の関係、それから、声のエコネット城南という音声の出る改善も致しております。今後、ホームページの再構築やリニューアルが必要であることは十分認識いたしております。ご指摘でございますように、情報発信ということは、今日の社会において重要であることは、十分認識いたしております。現在、他団体のホームページを参考にしながら、課題や問題点の整理を行っているところでございます。具体的な時期は明言できませんが、情報公開については、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○清水孝一事業部次長 行財政効果の中で、運転委託料のことへの質問でございますが、資源化施設とごみ中継の比較で申しますと、中継所5名のうち、職員が4名、後任用1名、嘱託1名というようところで比較しています。資源化は6名ですが、職員4名、後任用が4名、この比較で行っています。それから、落札した新規業者ですが、23年度で8業者ございました。順に申しますと、宇治パブリックモータース（公用車点検整備）、三徳商事（白灯油）、カークリニックセキモト（公用車購入）、豊栄建設（三郷山道路整備）、トーエイ（磁選物）、ジャパンシステム（財務会計システム）、中外テクノス（3件の基本計画作成業務）、中央環境保全（破碎可燃物運搬）、以上の8社でございます。それから、落札率のことですが、9ページに21年度から23年度までの率を記載しておりますが、5年間でいいますと、19年度で83%、20年度81%、19、20、21年度と、この間ですと81%と80%を超えていましたが、22年度から、急激に下がってきました。23年度は69%となってまいりました。考えられますのは、競争が厳しくなったということなんです。23年度でいいますと5千万円を超える事業が2件ございまして、その2件の落札率が、ともに60%台でありまして、全体の予算額の31%に該当しまして、この2件が引き下がった要因であります。2件を除きますと、72.92%で22年比較で申しますと、若干下がっておりますが、この2件が、大きく影響して69%まで下がりました。それから、低入札の関係ですが、23年度5件ございました。その中の1件は調査をいたしました。結果ですが、求めました理由書、過去の実績、内訳等から、総合的に判断したところ、下請けに流さない、下請けに依頼するものはないということであり、調査の結果として、業務を確実に実施できると判断致しました。それから、不適切ということでしたら、調査の上で不適切というところはございません。調査ですが、予定価格5千万円までについては、私の方で指揮して行います。それから、低入札制度があるのは、宇治市と井手町、それ以外のところでは、把握しておりません。ストレスチェックのことですが、74項目について、該当するかどうかチェックしております。総合的に判断されますが、最高が星3つ、以下2つ、1つ、無しでありまして、137人中、星3つが3%、2つが6%、1つが17%、無しが74%でございます。星の数が多い方については、産業医の指導のもと、専門医の

治療を促すという対応をいたしております。

○**杉崎雅俊財政課長** 私の方からは、6ページの現在高の比較についてお答えします。平成22年度の成果説明書作成時点では、粗大ごみ処理施設の建設事業費は、その時点で約25億円で、計画、策定をしておりました。昨年、基本計画の作成を行いまして、24年度の当初予算を作る中で、建設事業費が27億に変更増額に至りましたが、今年の6月8日に入札があり、建設費が20億8千4百万程度になりました。その結果、来年度25年度の事業費が、当初の計画では、13億7千万程度、起債発行8億2千5百万のところ、契約後につきましては、少し全体の契約額が下がったのと、事業の年度割を見直しまして、25年度の事業費が、約4億9千万、起債発行額が2億9千万ということになっております。25年度だけで申し上げますと、起債発行額が5億3千万下がっておりまして、後、24年度につきましても、起債発行額4千万下がっており、トータル5億7千万程度下がったということがございます。その他、議員から、6億5千万程度下がっているということにつきましては、各工場の整備事業費なり、車両購入費の事業費見直し、縮減であり、次年度以降に事業を繰り延べするという努力の結果、減額に至ったということになっております。あと、30年度にも7億2千万円程度下がっていますが、27年度から工事期間4ヵ年継続で新折居の更新事業を予定しており、昨年度の計画時点では処理能力を120tで計画しておりました。本事業につきましても、ごみ処理基本計画の策定により、一部処理能力を下方修正し、115tに修正しております。その結果、全体事業費が63億から57億8千5百万円に下がっており、なおかつ最終年度の30年度につきましても12億6千5百万円の事業費が、最終年度は試運転期間となりますことから5千8百万円、起債発行の方も7億5千6百万円程度から7億2千3百万起債発行予定額が、減少するような計画になっておりますので、そのような減少効果が反映されております。今回、事業計画変更を含めた最新の状況をお示ししたという状況になっておりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

○**川島修啓施設課長** 成果説明書7ページの民間委託状況ですが、折居清掃工場の方では一般競争入札を行った結果、より競争性が働いたものであると考えております。また、一方では企業がごみ処理部門での委託実績拡大を図った結果であると確認しております。委託単価が同額となっておりますクリーン21長谷山とクリーンピア沢につきましては、クリーン21長谷山の契約更新時にクリーンピア沢の委託単価を提示し折衝した結果によるものであります。この他、ごみ中継場につきましては入札によるもの、エコ・ポート長谷山につきましては積算によるものであります。既にカン・びん・ペットボトルなどの選別業務等に従事している指導員との整合を図ったものであります。なお、個人の給料、支払額につきましては、年1回、調査を実施しておりまして、調査の結果ワーキングプアには当たらないと考えています。

○**山本邦夫委員** ホームページ全体についてはわかりました。個々の何を公表するかは先程から出ている通りであって、重ねては言いません。それから公債残高についても、粗大ごみ処理施設と折居工場の更新の入札とか計画の具体的な事についてという事も解

りましたので、それから職員の体制と委託契約の関係と災害の問題でいいますと、詳しくは、廃棄物常任委員会で聞きますが、契約は大規模な災害の時には、非常招集態勢をとっておられるというふうにうたっておられると。それは、ちゃんと担保されているかどうかというのは、確認をされているかどうか、衛管の防災計画は把握していませんが、各自治体では災害の時には、どういう体制を組むかということは計画の中にでていますが、委託する際に発注側がそう思っている、含まれていなければ何も出来ないわけで、そこの所はきちんと確認出来ているか教えて下さい。契約については、新規参入された中で、特別の意図を持って聞く訳ではないですが、低入札の話でも例えば、中外テクノスで3件あるんですけど、新規参入で、本社が広島で、仕事を取りにきています。宇治市の基本計画も作ることから手を広げておられるかもしれませんが、1つだけよくわからないのは、折居清掃工場の基本計画を作るとき6社で行っておられますが中外テクノスというのは、衛管との取引のない所がなんでこの時、指名競争入札で、登録はされていると思いますが、なぜなのかその辺を教えてください。それから低入札調査体制で、予定価格5千万までは課長さんの元で内部調査されるのですが、超える部分はどうか教えてください。メンタルヘルスの問題も解りましたので、結構です。以上です。

○**浅田清晴施設部長** 業務委託の仕様書の中で、そういった体制ができているのか、という事ですが、委託については、そういった緊急事態発生時の体制表を提出させ、確認をしているところでございます。

○**清水孝一事業部次長** 5千万円を超える部分につきましては、事業部長の指示により対応いたしております。折居工場の基本計画であります。大規模な工事であるという事で、信頼出来る業者で過去に実績のあるところ、並びに技術職員数及び従業員数100名以上の規模で絞りました。結果6社での入札を行ったという事でございます。

○**山本邦夫委員** そこに、取引の実績の無い業者がなぜ入っているのかわからない。全国的に、ここは、信頼をおけると言うのであれば一般競争入札すればいいんで、何でしないのか、その方がいい企業が集まると思います。我々として、判断材料を持ってないところを見て、6社に声をかけてやるよりも遥かにいい業者が集まりますよ。その辺が、言ってる事とやってる事が違うと思うんですが、その辺だけ教えてください。あとは、いいです。

○**清水孝一事業部次長** 他の公共団体の実績というのは、私どもにとっては、非常に大きなウエートを占めているという事を、ご理解願いたいと思います。そういう事から1カ月程の期間で入札を行うとすれば、過去の実績や規模から登録業者の中から選定しているところでございます。

○**竹内啓雄専任副管理** 一般競争入札の中で期間的な問題もあったと申しましたが、実際そういう事もございますが、一般競争入札では、条件付きというもので行います。した

がって、一般競争入札に出した場合も実績、従業員数、技術者数、場合によっては資本金まで条件を付けて行います。その前段として、私どもでは先にその条件に合っている所を選定して入札をするという事を行った訳ですが、今回は条件付き指名競争入札というところで行ってきたという事でございます。

○山本邦夫委員 全体としては、一般競争入札に向けて努力していますよという資料があり、一方金額的にみたらそうでもない。1つ1つ見たら議論をしていた時には、期間の問題もあると言われたが、緊急工事で降ってわいてきた訳でも無く予め組み込まれていた話ですね。だから期間と言うのは理由にならないし、ずっと聞きただしていくと、指名競争入札というところにシフトしているし入札にも係らない随契の部分がいまだに多く残されている。低価格で取りにくるということは、採算度外視で取りに来るわけだから、特にこういう清掃工場のようなパイが限られていますので、入札基準をクリアするために実績を作ろうとする。発注者と業者のもたれあいの中で、グルグル回っている気がします。そういうところからも情報公開を行い議会でも判断出来る状況をホームページに出すべきだし、指名競争入札を原則として取り組むべきだと思います。これは、要望としておきます。

○上林昌三委員 成果説明書の56ページ、企画費の中の主な項目のところですが、ISOの14001の適合と言いますか、それを取得されたのは平成13年というふうに先程窺いましたけれど、その後、今は自主宣言に切り替えて、今は組合の方で審査をされているという形になっているのでしょうか。そのことで、24万7千9百円という費用がかかったわけですけども、いままで、自主宣言する以前には、ISOの維持するためにどれくらいの費用がかかっていた、その差額も聞かせていただきたいことと、そして、自主宣言になってからのメリットはどういうことがあるかということをお尋ねします。

○大田博之広報課長 自主宣言につきましては、今までは内部監査員というものを外へ研修を出しておりまして、その分を全部、認証につきましては、外の認証機関にいただいていたものを、それを全部やめまして、中で研修させていただく。ただ、そのために中でやるにしても、公平性を期すために、うちの方は、特別2名の方に外部審査員という方をお願いしております。その人は報酬が、外のそういうISOの機関とは違いまして、すごく1人2万程度でやっていただいております。その辺につきましては、外部機関と内部でやるのとでは、かなりの金額に差が出ているところであります。

○上林昌三委員 その差額は、すぐお答えできませんですか。約で結構です。

○清水孝一事業部次長 記憶くらいで申し訳ないのですが、専門の審査員の方に2日間に渡って審査いただきます。で、その費用と、それを持ち帰って、最終的に合格をいただきます、そういうの含めると、大体30万円位の費用が必要でした。今回、ここで掲載しております27万円というのは、そういう意味で、内部での審査員を育成する費用、失礼しました、22年度でしたら、52万9千円が審査費用、すみません、21

年度で、52万9千円、これがISO14001の維持審査の負担金として支払っているものでございました。23年度で支払っています額と言いますのは、その内部での内部監査員を育てるための研修に受講させた、その費用でございまして、そういう意味で言いますと、その52万というものは、審査費用の負担金として、まったくかかっておられないというふうに御理解いただきたいと思えます。

○上林昌三委員 自主宣言というふうに切り替えてから、ということには、お答えいただけていませんね。平成何年から、自主宣言に変わりましたか。

○清水孝一事業部次長 平成22年7月から、本庁サイトで自主宣言を行いまして、その24年4月からそれを全サイトに広げてまいりました。効果的に申しますと、ISO14001の2004年バージョンで申しますと、要求事項が18条項、約60項目あるんですけど、その項目について、適合自主宣言をしたあとについても、その60項目について守っていこうというふうなところですので、全サイトに広げることによって、環境マネジメントシステムに対する意識が全庁的に広がっていると、そういう意味で申しますと効果があるというふうに考えております。

○上林昌三委員 研修の負担金というのが20万7千9百円上がっておりますけれど、これは、毎年、この研修して、これだけの費用がかかるのですか。

○清水孝一事業部次長 これは、24年度4月から全庁サイトに拡大するために、今まででしたら、本庁エリアだけでしたので、こちらで内部監査員を揃えればよかったんですけど、全庁に広げますために、各所属で内部監査員を育てていこうということで、受講いたしました。ですから、毎年ということでは、必要はございません。人事異動等にもありますけれど、今でしたら全庁ですので、全庁で内部監査員が必要という状況になりましたので、毎年必要ということではありません。

○上林昌三委員 結構です。以上で終わります。

[衛生費]

○西川博司委員 3点お聞きします。1つは、水質についてでですが、成果説明書19ページ、24ページ、34ページで、放流水の水質結果が掲載されています。水質は非常に良く、基準値より一桁低いものも多くあります。これは、水質が良すぎるように見えますが、環境への影響を考えると、このくらいの数値が必要であります。例えば、19ページでは、BODが2.0mg/l未満、大変水質が悪いと言われております淀川のBODは3.0mg/lであり、これくらいの数値の放流水を出すと、淀川の浄化に貢献できる。この数値は社会的に必要な数値であり、基準値の方が社会の要請に合っていない、

低すぎると私は思います。基準値につきましては、国で決めることでありまして、ここで議論しても、しかたありませんが、城南衛管としては、今後とも各施設から排出される放流水は、これらの水質を、水準を維持してほしいと考えます。そこで質問ですが、維持するためにどのような努力をされているのかお伺いします。2点目は、リサイクル工房についてであります。衣服譲渡について、大変有効な取り組みであると高く評価いたしております。回数を増やすと利用者も譲渡数も増えています。会場も交通の便の良いところにするなど、一層の工夫を行うことでもっと増えると思っておりますが、どうでしょうか。3点目、選定枝チップ化物ですが、この間、減少しておりますが、その理由と今後の対策についてどう考えておられますか、お聞きします。

○森内富雄クリーンピア沢所長 放流水質の維持に関するご質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。各施設の放流水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、さらに京都府の環境を守り育てる条例などにより基準値が定められておりますが、成果説明書に記載いたしておりますとおり、各施設の放流水は基準値を大幅に下回る放流水質となっております。今後とも下流域の環境保全のため、この水質を維持してまいりたいと考えております。また、この水質を維持するためには突発的な設備機器の故障を未然に防止することが必要であると思っておりますので、設備機器の点検整備などを的確に実施し、設備機器の能力の維持に努めることが重要であり、最も大切であると思っております。以上でございます。

○西村憲司エコ・ポート長谷山所長 リサイクル工房について、お答えします。交通の便の良いところでの開催につきましては、平成19年度から宇治市の協力でJR宇治駅横の「ゆめりあうじ」での工房開催を年3回実施しているところです。また、平成23年度からは折居工場での毎月2回の定期開催を実施し、それまでの毎月1回の定期開催から回数を増やすことで工房の利用拡大を図っています。折居工場の衣服譲渡については、保管施設があり、およそ500点以上の衣服の展示譲渡が可能となっております。他施設においては運搬の必要が生じることから展示譲渡することは、難しいと考えています。

○川島修啓施設課長 剪定枝につきまして、今後の対策について、お答えさせていただきます。成果説明書28ページの表29のとおり、平成21年度実績に対しまして、平成23年は、このようになっています。剪定枝のチップ化事業につきましては、資源循環事業、ごみ焼却量の減量、再資源化を図るため、平成13年度から資源化の事業を開始しておりまして、住民配布につきましては、平成16年度から、配布を開始しております。平成21年度までは順調に増加しており、平成21年度は、全体の約9割近くを配布しておりましたけれど、それ以降は減少傾向となっております。しかしながら、定期的に購入されている住民の方もおられまして、一定、この事業が管内に周知できていると考えております。配布量が減少している理由といたしましては、期間限定で配布していることが要因となっているのではと考えておりまして、手に入りたい時期と配布時期がマッチしない、例えば、配布時期が農作業の繁忙期と重なった場合、なかなかこちら

の方にお出になるということが難しいと考えております。現在、地域住民の方に、配布を定期的に、基本年3回、農家等の事業者向けの配布も必要に応じまして、一定配布をいたしておりますが、配布量の増加になかなか結びついていないところでございます。今後は、循環型社会の推進に向けた取組みを住民の方からいただいた意見やご要望を取り入れてまいりたいと思います。

○**西川博司委員** 水質については、説明いただきました。基準値がですね、これでいきますと、国の基準でいくと、BODで20ということですけども、20というのは非常に汚れた水なんです。で、これよりも大幅に下回った10くらいでいいだろうと。というふうなことでね、放流しましてもね、淀川の水質が3.0mg/lということになりますと、その放流水が汚染源になってしまうということになりますので、国の基準というのは、かなり時代遅れでないかというふうに私は思っております。で、そういうことから、やはりこの城南衛管、この間、かなり重視してこられました下流、上流、中流、下流の関係で、下流住民に対して責任をもっていくということで、汚れた水を放流しないという形で努力をされてきました結果が、その数値であると、2.0未満という数値であろうと、そういう点は、今後も維持をすべきであるというふうに私は強く思っておりますし、これについては、今の水質を今後とも維持し続けるという考え方と決意が述べられましたので、この点については、今後とも努力をされたいということで、要望しておきます。それから、リサイクル工房についてですが、折居清掃工場は住宅地から比較的近いところにあるので、今後とも開催回数等で工夫をしていただきたいと思っております。組合施設以外の施設の場合は、長期間保管ができないという困難性があるということについては、一定理解をいたします。しかし、組合と構成市町との連携、協力という観点からしますと、長期保管は難しいとしても、中期保管をしていただけるように、協力してもらえないか、衛管の正副管理者、構成市町の市長町長が努めておられますので、そういう点からいえば、要請をして、協力していただくということもある程度可能ではないかと思っておりますので、その点について、可能かどうか、今可能でなくても、今後可能の方に向けていきたいという決意を持っておられるのか、お聞きします。それから、剪定枝チップ化について、一定、この管内で定着してきたことについてはわかりますし、この間の減少の理由についても理解をします。今後の対策について、例えば、宇治市の植物公園等、公共施設で利用できないか、以上、2点お聞きします。

○**浅田清晴施設部長** 市町の公共施設での開催ということで、工房の内容によっては、たとえば、構成市町にご協力いただきまして、タイアップする形等で、開催していきたいと考えますが、例えば、折居清掃工場で開催している内容では、衣服の譲渡というものがありません。こういった部分でも、たくさんの方におい出でいただくような形になりますと、衣服の移送手段、予算も含めて、難しい内容ではないかと考えますが、今後利用者拡大に向けた検討課題として必要ではないかと考えます。また、チップ化物の配布につきましても、平成21年度をピークに配布量が減少しているのが現状であり、今後、配布量の拡大について検討していかなければならないことから、議員ご指摘の公共施設での配布も含めて検討してまいりたいと思います。

○西川博司委員 衣服等ね、移送手段、移送の費用がかかるということについては、わかるわけですが、そこをね、やはり組合と構成市町の関係で、移送せずにですね、一定期間1カ月とか、2カ月ね、置いてもらえることもできないのか、それをね、折衝してもらえないかと思うんです。構成市町にとっても、メリットはある、やっぱり、廃棄物、ごみを、せつかく有用なものをごみにせずに引き取ってもらえることについては、いい、メリットがあることですのでね、施設管理という面では、難しいとは思いますが、一定、主張すべきではないかと思しますので、これについては、要望とさせていただきます。それから、選定枝チップ化物について、私も提案させていただきましたのは、植物公園の方ですね、置いてもらって、そこで一定配布をするということについても、この施設の性格からすると、植物公園に置くというのは非常に合致をすることですし、そんなに難しいことではないのではないかと、ただ、施設の維持管理という、管理区分と責任というなかクリアすべき課題も多いと思うんですが、やはり交渉してもらおうことも必要ではないかと思しますので、今日のところはその辺について、意見と要望というふうにさせていただきます。以上で終わります。

○山本邦夫委員 まず、説明書の32ページ、33ページで、廃蛍光管のところでですね、今までの取組みの状況は、見させていただいていたんですが、そこで説明でもあるように、構成市町から出されていたものに加えて、組合施設内で試行的に設置をして、結果的に75%増加ということで、内部の取組みかなど。何度かこの問題は提案してもらっていたこともありますので、評価はしております。増加した要因と、搬入された廃蛍光管の自治体ごとの実績とかがわかれば。また、今後、どういう形で取組みについて周知していくのか、目標なり、課題なりがありましたら、お教えてください。それから、36ページですね、折居清掃工場の更新事業ということで、午前中に大分聞いたので重複することはしませんが、折居清掃工場に関連して、今回、朝も聞いたんですが、ホームページでですね、工場の維持管理記録がその日ごとのデータも出されていて、ま、ちょっと素人なんでわからない部分があるんですけども、例えば、折居清掃工場でいえば、1号炉、まず、長谷山と折居を比べた時に、炉の出口温度がですね、管理値が、長谷山が850℃で設定されていて、折居が1号炉と2号炉とも800℃以上ということで設定されているんですけども、これは、炉の新旧、老朽度とか、工場の耐火能力とかに基づいてそういうふうな施設の違いが出ているのかなと思うんですが、ちょっと、その炉の設定されている管理温度が違う理由をですね、教えていただきたい。一応、800℃が維持できていれば、ダイオキシンの問題もクリアできているのかなというふうに思いますけれども、その点についてもお答えください。それから、折居清掃工場の1号炉と2号炉の運転管理記録を見ていると、月平均の数値が、炉の出口温度の実績が出ているんですが、1号炉は、大体850℃を上回って、868とか、859℃とかというので、今年度のデータが出ているんですが、2号炉は845とか、840、833とかということで、1号炉と2号炉で、相対的に実際の炉の温度が20、30℃、2号炉の方が低いんですね、その理由が何か、わかれば教えていただきたい。それから、説明38ページのところで、粗大ごみの処理施設の更新事業のところでですね、この説明がなかなか飲み込むのに大分時間かかったんですけど、まず基本計画を策定して、それに基づ

いて、全国公募で、メーカーから提案図書を求めるために、粗大ごみ処理施設等更新工事の見積発注仕様書を作成して、その発注仕様書を提示して、メーカーから提案図書を受けて、ヒアリングをして、粗大ごみ処理施設等更新工事発注仕様書の作成を実施した。それで、委託料として、135万が67ページに上がっていますが、この時の入札の仕組みとかですね、それから提案図書を示してもらって、それで入札したのかな、その選定基準とかですね、どうなっているのか。それから提案図書の提出を受けて、メーカーから提案を受けたもので、取り込んだ内容というのは、どういうものがあるのか、あと、入札自体は24年度になるんですが、受注したのが極東開発工業ですけども、極東開発工業はどういう提案図書を提出したのか、提案の特徴ですね、その辺を教えてください。38ページの下の方にある基本方針のところ、(2)の省エネルギーに寄与する機器を積極的に採用するというので、これは具体的にどういうものを指しているのか。それから(3)のところ、太陽光発電の設備を導入し、とありましたけれど、前に会計検査院から金返せというようなことがありましたけれど、これは国の補助金は大丈夫なのかとか、それから、(4)の啓発機能のことでは、啓発機能を有した施設にするというふうに、啓発自体は必要、小学生とかね、市民への啓発ということは大事なことだと思いますけど、あまり、ここが過度になり過ぎないという歯止め、去年、今年か、視察に行ったところでも、ここまでののかなということがありましたので、その辺が、過度にならないような歯止めというのはどうなのか、以上、教えてください。

○町田正晴折居清掃工場長 まず、折居清掃工場の1号炉と2号炉の違いについて、平成23年度に炉内レンガ等の取替工事を実施しました。1号炉の範囲が多くなり補修によるレンガ等において、保温性等が向上し、2号炉測定温度との差が大きくなったものと考えます。また、折居清掃工場とクリーン21長谷山の炉出口設定温度の違いにつきましては、建設時期の違いにより、耐火能力に差があります。ダイオキシン類発生防止等ガイドラインでは、ダイオキシン類の発生の抑制観点から炉内温度は800℃以上、850℃以上が望ましいとなっていることから、旧施設である折居清掃工場では、800℃以上、新施設のクリーン21長谷山では850℃以上の設定での処理を行っております。両工場とも、800℃以上の連続燃焼を継続することにより、ダイオキシン類濃度については基準値を十分クリアする結果となっています。

○辻巧奥山リユースセンター所長 現在、蛍光灯は不燃ごみとして収集後に破砕処理し、埋立て処分をおこなっています。しかし、蛍光灯にはリサイクル可能なガラスや金属が含まれており、資源リサイクルの観点から適正な処理が求められており、これまで、組合構成市町と廃蛍光灯のリサイクルについて継続的に構成市町担当課長会議で協議をしてきましたが、収集段階における課題があり、試行的に専用回収コンテナを市町の公共施設及び組合庁舎に設置し、排出されたものを一時的に保管し適正に処理しております。平成23年度3月から、宇治市では、拠点回収を試行的に実施して、城陽市につきましても、教育施設のLED化への変更等の理由により、今後の廃蛍光灯回収量は増加が予測されます。なお、平成23年度につきましては、7,630本、換算重量1,700kgを委託処理いたしました。当組合でも、今後も構成市町担当課長会議で廃蛍光灯回

収の必要性等について継続して協議を進めて参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○**清水孝一事業部次長** 入札の関係ですが、粗大ごみ処理施設更新事業の関係なんですけれども、ごみ処理基本計画策定業務の中で、一括して入札しております。中味については、ごみ処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画、それと、次期粗大ごみ処理施設更新事業基本計画、地質、生活環境影響調査、ごみ組成調査、この6種類について、一括で、一つの入札をしております。ご質問のあった選定理由ですけれども、直前4年間において、他の公共団体においてごみ処理基本計画の策定業務をしていること、また、技術職員数及び従業員数が100人以上の規模、この選定基準でございまして、11社での指名競争入札を行ってまいりました。

○**川島修啓施設課長** 契約方法の仕組みということですが、まず、粗大ごみ処理施設等更新事業基本計画に基づいて、見積発注仕様書を作成しました。この見積発注仕様書に基づいて、提案図書の公募を行いまして、その後、提出された提案図書の比較と検討を実施し、提案業者へのヒアリングを行いまして、入札前の最終発注仕様書を作成しました。これらは、責任施工一括発注方式でありまして、いわゆる性能発注方式と申しますが、民間の技術力を一層広く活用できる方法とされておるところでございまして。今年度の入札との関係でございまして、提案図書を提出している者を入札の条件に入れて、入札を執り行ったところでございまして。極東開発工業も入札に参加しておりますので、この提案図書を提出しております。提案は4社から受けております。発注仕様書に盛り込んだ内容ですけれども、まず、粗大ごみ処理施設の方なんですけれども、受入れ方式が現行はコンベア方式となっておりますが、受入れ方式はヤード方式とピットアンドクレーン方式のどちらかを選択して提案図書を提出してくださいというふうな条件で見積発注仕様書を定めておりましたところ、ピットアンドクレーン方式は3社から提案がありましたもので、粗大ごみ処理施設の受入れ方式については、ピットアンドクレーン方式というのを提案図書から抽出しております。また、資源化施設におきましては、4社のうち2社が手選別作業前に機械選別を行って、手選別作業員を減らすという提案を行ってまいりましたので、手選別作業前に選別機を置くということを仕様書の方に盛り込んでおります。極東開発工業の提案の特徴は、手選別ラインを2ラインで提案してまいりました。最終、資源化物を圧縮梱包してリサイクルルートに流すんですけれども、極東開発工業だけが圧縮機を2台で提案してまいりましたので、2台あった方が効率的ということで仕様書に反映しました。発注仕様書に盛り込んだのは、この3点であります。省エネについては、基本方針の中で、省エネルギーに寄与する器具を積極的に採用することとしており、発注仕様書の中では、管理棟の照明はLEDを使用すること、その他の照明については、インバータ等の省エネタイプを採用することとしておりまして、また、当工場で使用される電線等については、エコケーブルを使用することとしております。あと、前回の委員会でご説明申し上げましたが、循環型社会推進交付金は、太陽光発電設備は交付対象外となっております。残念ながら現段階では良質な補助金制度等はございません。啓発設備については、見学者ルートの整備ということで、発注仕様書に明記してございまして、

ごみ処理行政に対する理解が得られるような見学者動線を確保することとし、中央操作室から手選別作業等が一望できるよう配慮することとしており、過度な設備を設けることはありません。以上でございます。

○**山本邦夫委員** 大体わかりましたが、よく聞き取れなかったんですが、炉の管理の問題で、ダイオキシン対策で850℃以上が望ましいということで、それは、その前後が、折居は800℃やけど、国の基準はその辺、どういうふうに、折居はいずれ更新するんで、それでもまだ、今後数年間は運転していくわけで、そここのところの国のガイドラインとの関係では、どういうふうに理解したらいいのか教えてください。実際の運転の温度が若干違うのは、1号炉はレンガを取り換えたので高めで燃やして大丈夫ということで、2号炉はそうじゃないから運転操作として低めに設定し、低めの運転管理をしているということですよね。レンガが新しくなったら、温度が上がるわけではないでしょうから、そこは、そういう運転操作としては、そういうふうに行っているということと理解していいのかな。その辺が素人でよくわからないんですが。それから、廃蛍光管についていえば、今、公共施設の更新とか、それから、LED化が進んできているので、八幡でもそうでしたけど、庁舎の蛍光管変えて、たくさん出たと。これは、ある意味で一巡するともうそこで終わりますよね。じゃ、今後市民からの廃蛍光管の排出とかは、継続的に協議されていくのはいいと思いますけれど、その市民の方からの廃蛍光管の搬出ルートとかは、引き続き協議というか、時期的には、どうなんですかね、去年か、予算の時に言ったか覚えてないですけど、平成28年度からは収集方法が変わりますよね、そのテンポに合わせる形でね、この問題も位置付けて協議をするという、要するに、そこにおくのかどうかということなんですか、その辺は見通しなり、なかなか難しい問題もあると思いますけれど、お考えを。民間の店舗でもそれはやっていることでもありますし、公だけでやるわけでもないですけども、衛管としても一定取組みは要るのかなと、それは主になるのか、補完的になるのかっていうのは、別にしてね。そこはきちんとやるべきなんじゃないかなと思いますが、その辺の全体の収集の見直しの中でこの問題をどう位置づけるのかというのをちょっと教えてください。それから、粗大ごみに関係の話でいえば、大体どういう作業がされてきたのか、なんとなくイメージはわかりましたので、1点だけ、省エネの関係で、エコケーブルというのは、どういうものか教えてください。太陽光発電については、引き続き、国とはまたやり取りせんと、基本方針掲げたものの、補助金出えへんとういことになりかねませんので、それは大体わかりましたので、以上の点でお願いします。

○**浅田清晴施設部長** 炉の関係のことですが、折居清掃工場は800℃以上、クリーン21長谷山は、法律的に800℃以上というのは、いきているんですが、平成10年度のガイドラインでは850℃以上にすることが望ましいということが付け加えられました。そういったこともありまして、クリーン21長谷山の場合は、850℃以上で耐火能力もすべてそれに対応できる、折居清掃工場の場合には、800℃以上ということで、そういう違いがございます。それから、折居清掃工場の1号炉、2号炉の関係ですが、先程、耐火材の補修とかで影響すると申しましたけれども、確かにボイラの表面に新た

に耐火材を張り替えますと、中にボイラのチューブ、蒸気のチューブが走っていますが、耐火材を新しくすると、熱効率が落ちるわけです。そういったこともあり、炉の中の温度を高め設定しておかないと、蒸気の発生量が変わってくるということがあります。最近では、1号炉の方が高く出ていますが、そういった状況で2号炉の方が逆転していたという時もあります。以前には、そういった状況もありますので、耐火材とか、ボイラの補修をすることによって、熱効率の関係から通常以上の温度で運転されているということですが、ダイオキシン対策の関係から申し上げますと、まったく問題ないということでございます。廃蛍光灯の関係ですが、組合の立場としては、おそらく補完的な立場になろうかと思えます。宇治市の方で、拠点回収という形で集められていますけれど、そういったことで市町で取組みをしていただきましたら、それを組合の方に搬入されてきて、業者に引き渡して、組合が間に入る形で、適正にリサイクルされていく。そういう形になろうかなと思っております。

○川島修啓施設課長 ケーブルにつきましては、従来のケーブルよりも環境に配慮したケーブルということで、環境に優しい素材を使用したケーブルということになっております。例えば、従来のケーブルは塩化ビニールを使用しておりますけれど、それを耐熱性のポリエチレンを使用したものに変えるというようなことです。

○山本邦夫委員 折居清掃工場の1号炉と2号炉はね、性能的にはどの程度の差が、ダイオキシンの関係では850℃と言われていて、1号炉は850℃以上の基準の中で850℃を超える運転でやっているんですね、2号炉は830℃とか840℃くらいの運転をしていて、そもそも1回目の答弁では、耐火レンガの関係でということ、そこは1号炉と2号炉に性能的には差は出ているのかどうかだけ教えてください。

○浅田清晴施設部長 排ガスの関係で、ダイオキシンの数値、成果説明書の中に出ておりますとおり、1号炉と2号炉に、差もなく、性能的には、まったく問題ありません。

○上林昌三委員 素朴な質問を1点だけですけれども、成果説明書の22ページの1番下の方にですね、クリーン21長谷山の方で、小動物が1年間に3,200頭余り、22年度、23年度とされていますが、機械的にですね、ただ焼却物ということで、炉に投げ込んでそういうふうになっているのか、それとも、年に1回や2回か、供養しているとか、そういうふうな、質問の内容でないかもしれませんが、していませんか。

○福井均クリーン21所長 小動物の方ですが、専用の焼却炉で火葬場のような台の上に乗せて焼却しております。また、宗教上の問題もあり供養等は一切行っておりません。ただ、個人的に線香をあげたりされていることはあります。

○水谷修委員 発電量なんですけど、資料ではKwhで説明がありますが、Kwということ、発電した量でいくと、どうなのか。昼間の時点での発電量と売電量は、Kwhではなく、Kwでお教えいただきたい。それから、結局、太陽が丘の温水プールは、

協議の結果、どうなるというふうには話になっているでしょうか、以上。

○**福井均クリーン21所長** 夏期7月～9月の3ヶ月間の節電実績で、Kwhではなく、Kw、瞬時では、昼間の発電量は、約3,900kwです。また、そのうち約2,500kwを売電しております。

○**福西博新折居清掃工場建設推進課長** 新工場が山城総合運動公園へ蒸気供給しないことについての質問でよろしいでしょうか。その件では京都府へ平成30年度の新工場稼働までに別途熱源設備を確保して頂くようお願いしています。

○**水谷修委員** 長谷山の発電が電力不足に寄与したということで説明がありますが、Kwhというのは、夜のやつの全部含めてですから、要するに昼間電気が足らん時にどれだけ売電できたのかというのが、寄与できた量だと、それが2,500Kw、電力不足に寄与できた数字だということで、私はもう少し大きいのかなと、2,500Kwということで、わかりました。太陽が丘の温水プールは、京都府なりが考えはることで、こちらの折居の新しいところが蒸気は渡さないと、もちろんそれは発電に使うということになりますと、太陽が丘が電気を買って電気でお湯を沸かしていたら、社会全体としては、1回電気に変換する分のロスがあるだけのことで、衛管としたら、それは発電したらいいんですけど、何で、温水プールを維持されるのかということは、社会全体からしたら、1回電気に変えて、また、向こうでボイラを焚いてというのであれば、そのまま蒸気で熱のまま、渡す方が、社会全体としてはロスが少ない、ということもあるんですが、そこは向こうがお考えになることだけれども、作る時は、双方一緒に余った熱源を蒸気で渡して、温水プールにする。今は夏だけしか温水プールをしていない。冬もしてほしいというのは、あるけれども施設の難しい。そこも老朽化が進んでいますから、どうせ、しかるべき時期に、折居の清掃工場と同時期くらいに、向こうも整備が必要だと思うんです。そうであれば、双方で協議をして、できるだけ双方ロスの少ない、社会全体でロスが少なくって、熱源として、私、使う方法もまだあると思うんですね、年間通して、こちら熱源ということですから、そのまま年間通して、温水プールを営業すれば、社会全体としては、ロスが少ない。ということもあるし、京都府の府民サービスとしての温水プールの年間営業ということもあると思うんです。そこは渡しませんわと通告してあるという話は知っているんです。じゃあ、どういう結果になっているかということについて知りたいので、そこはどういう話になっているのでしょうか。

○**竹内啓雄専任副管理者** 新しい折居清掃工場では、発電をすることになっております。基本的な問題といたしまして、今回、折居清掃工場の規模も、現在までのごみの減量、それから、現状の半分以下の規模を計画しております。今、太陽が丘で、廃棄物を燃やして、太陽が丘に、これまでどおり、太陽が丘が必要とする熱源としての蒸気をですね、これからはずっと安定的に送れるという保障が、これからはやはり難しくなってくる。こういうことがまずあります。そういうことがありまして、施設が古くなってきておりますので、それはまた、京都府の方のお考えがあるでしょうけれど、今後の傾向として

は、これからもどんどんごみが減っていく。ごみを熱源として、これからも蒸気が送れますが、今後は、効率的な発電をしていくということが新しい考え方になりますので、京都府に申し入れております。お互いに、対応できるようにやっていきたいと思っております。

○水谷修委員　ごみ発電は、それなりに意味があって、社会の要請でもあるので、それはそれで役割という意味では、ごみ発電というのは、いろんな形式がありますけど、理解できる。ただ、世界中の流れでは、発電から、熱はそのまま使おうと、ドイツとかはそういう流れですよ。で、隣に何も施設が無いのであれば、そうですね、隣に現在も熱をそのまま使っている施設があって、あそこは気密性が悪いために、今の蒸気量では、冬場の温水プールができない、これは、今の施設の古さの問題で、気密性を上げれば使える問題。全体として、あちらの施設の手入れが進めば、今以下の熱量で利用可能だと思うんです。世界の流れが、今言いました通り、何でも電気に変えて、また電気で使うというのは、時代遅れになりつつありますのでね、そういう意味でいうと、向こうのサービスをどうするのかという検討は京都府がされるわけですけども、作る時には、双方で歩み寄って話を決めてきた問題でありますので、私は、向こうの施設更新があって、気密性が高くなって、今より少ない熱量で、プールなり、他の施設の熱源が確保することが可能であるのであれば、ロスが少ない熱は熱のまま、ということも1つの選択肢であると思うんです。いずれにしても、府民サービスの低下にならないように、京都府は、努力しなければならないが、衛管としても経過があるだけに、一方的な、熱を渡しませんという通告じゃなしに、府民サービスの低下にならないようにしていただきたい。話が進んで内容ですので、今日のところは要望しておきたいと思っております。

[歳入全款]

なし。

[実質収支及び財産に関する調書]

○山本邦夫委員　財政調整基金の考え方、前にもここで説明があったかと思うんですが、財政調整基金が財源としては、これで退職手当とかの費用に捻出したりとかという形で、運用がされていると思うんですが、繰越金とかと、財調に積み上げていく基準とか、その辺は何か考え方、24年度についてはどのような運用がされているか、その辺だけ教えてもらえませんか。

○杉崎雅俊財政課長　財政調整基金につきましては、基本的な考え方として、建設事業の有無による年度間の分担金の増減、平準化に対処するため、昭和56年7月3日に設置

いたしております。実際にはこれまで主に退職手当の財源として、取崩しを行っております。基金運用の考え方でございますが、毎年度発生いたします決算収支額を翌年度の歳入に編入した上、地方財政法7条の規定に基づき、その1/2を下らない金額を財政調整基金に積立し、残額は一般会計の歳入に繰り入れし、分担金を減額させる要素として活用しております。毎年、その繰り返しで運用しております。今後につきましては、現時点では特別希望退職者ができるかどうか判りませんが、出ましたら、その財源として活用し、基金残高に一定額がある場合につきましては、基金から繰入処理し、構成市町にお返しする方法等の検討を考えているところでございます。

○水谷修委員 どうでもいいことですが、42ページの中ほどの蒸留装置のゼロの1行はいらんのでは。

○寺島修治事業部長 ご指摘いただいたとおりでありますので、来年より削除いたします。

[総括]

なし。

[討論]

なし。

[採決]

全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定。

議会議案第 1 号

城南衛生管理組合議会会議規則の一部を改正する規則を制定するについて

城南衛生管理組合議会会議規則の一部を改正する規則を、次のとおり定めるものとする。

平成 24 年 11 月 27 日提出

城南衛生管理組合議会

議員 塚本 五三藏

西川 博司

城南衛生管理組合議会会議規則の一部を改正する規則（案）

城南衛生管理組合議会会議規則（昭和 37 年城南衛生管理組合議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「そなえ」を「備え」に改める。

第 17 条中「そなえ、法第 115 条の 2」を「備え、法第 115 条の 3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法改正に伴う所要の整備を行うため、本案を提案するものであります。